

報 道 機 関 各 位

青森県経済産業部経済産業政策課長

令和8年岩手県沖を震源とする地震による災害に係る
中小企業金融対策について

県特別保証融資制度「経営安定化サポート資金」の「災害枠」に、「令和8年岩手県沖を震源とする地震による災害」を指定しましたのでお知らせします。

なお、本日付で県内の各金融機関、各商工団体あてに周知したことを申し添えます。

1 災害枠の条件等

融 資 対 象	令和8年岩手県沖を震源とする地震による災害の影響により事業活動に影響を受けている中小企業者
資 金 使 途	運転資金・設備資金
融 資 限 度 額	30,000千円
融 資 利 率	融資期間3年以内の場合は1.6% 融資期間3年超の場合は1.8%
融 資 期 間	10年以内（据置2年以内）
保 証 料 率	0.45%～1.90%
そ の 他	同資金の「経営安定枠（売上減少等を対象）」と別枠での利用が可能

2 施行日

令和8年6月26日

報道機関用提供資料	
担当課 担当者	経済産業部 経済産業政策課 中小企業金融グループ 長谷川GM、石澤
電話番号	直通 017-734-9368 内線 3625
報道監	経済産業部 次長 工藤 福保